

令和4年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和4年第4回水巻町議会定例会は、令和4年9月1日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	14番	水ノ江 晴敏
6番	中山 恵		
7番	山口秀信		

2. 欠席議員は次のとおり

12番	松野俊子
13番	久保田 賢治

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

主任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和4年9月 定例会
(第4回)

本会議 会議録

令和4年9月1日

水巻町議会

令和4年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和4年9月1日

午前10時00分開会・開議

議長（白石雄二）

出席12名、定足数に達していますので、ただいまから令和4年第4回水巻町議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（白石雄二）

日程第1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に14番 水ノ江議員、2番 廣瀬議員を指名いたします。

日程第2 会期について

議長（白石雄二）

日程第2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より9月22日まで、22日間をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって会期は、9月22日まで22日間と決しました。

日程第3 同意第5号

議長（白石雄二）

日程第3、同意第5号 水巻町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町長（美浦喜明）

同意第5号 水巻町農業委員会委員の任命について。

農業委員会委員に1名欠員が生じたため、補欠の委員として、入江鎮生氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしく申し上げます。

日程第4 認定第1号 / 日程第5 認定第2号 / 日程第6 認定第3号 / 日程第7 認定第4号

議長（白石雄二）

日程第4、認定第1号 令和3年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、

認定第2号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第3号 令和3年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、及び日程第7、認定第4号 令和3年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定についての4案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

認定第1号 令和3年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について、以上につきましては、一括して提案させていただきます。

認定第1号から第4号までの4案件は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

引き続き、監査委員に監査報告を求めます。加藤監査委員。

監査委員（加藤博道）

代表監査委員の加藤でございます。

監査意見を、ただいまより述べさせていただきます。

初めに、令和3年度水巻町一般会計、特別会計及び、公共下水道事業会計の決算審査結果について御報告申し上げます。

決算審査意見書の26ページをお開きください。

審査の対象は、令和3年度水巻町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の、歳入歳出決算及び公共下水道事業会計決算であります。

各会計の決算書及び関係書類等を基に審査いたしました結果、各会計とも予算の目的に沿って執行されており、計数は正確で、年度末における収支残高も、金融機関発行の残高証明書により適正に管理されていることを確認いたしました。

それでは、決算の概要を申し上げます。

まず、一般会計決算ですが、歳入決算額126億3802万円、歳出決算額119億9340万円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支では、6億4462万円の黒字決算であります。

繰越財源として翌年度に2568万円を繰り越し、財政調整基金に3億1000万円を積み立てたため、最終的な翌年度への純繰越金は3億895万円になりました。

なお、令和3年度は6年ぶりに財源不足を補う財政調整基金からの繰入れは行っておりません。

歳入は前年度より13億2061万円減少しました。地方交付税や寄附金が大きく増額となりましたが、国庫支出金が大きく減額したため、歳入全体では9.5%の減少となっております。

歳出も前年度より 15 億 1165 万円減少しております。

歳出決算額を性質別で見えますと、義務的経費は、臨時特別給付金事業などにより、扶助費が大幅に増加し、義務的経費全体で 9 億 2796 万円、率にして 20.1%の増加となりました。

消費的経費は、令和 2 年度に特別定額給付金給付事業があったため、消費的経費全体では 29 億 5928 万円、率にして 48.4%と大幅に減少しました。

その他の経費では、公営事業会計への繰出金は減少しましたが、各種基金などに積立てを行ったことで、全体で 4 億 5466 万円、率にして 28.3%の増加となっております。

また、歳出決算額を目的別で見えますと、総務費は、基金積立金の増加などにより、41.8%増加しました。

民生費は、障がい福祉サービス事業などの経常的な扶助費は増加しましたが、令和 2 年度は特別給付金事業を実施したため、民生費全体で 26.3%の減少となっております。

衛生費は、新型コロナワクチン接種事業が本格的に開始されたことによって、23%増加しております。

また、商工費は、コスモスまつりが中止となったことで、48.8%と大幅に減少しました。

教育費では、小・中学校における G I G A スクールのためのタブレット購入や、釜ヶ谷斜面防災工事 A 区間の完了などによって、14.1%の減少となっております。

本年度の総括ですが、決算は歳入額、歳出額ともに減少し、前年度と比較して、決算規模は縮小いたしました。

まず、歳入では、財源不足を補う財政調整基金の取崩しを 6 年ぶりに行っておらず、より一層の財政健全化が図られたものと思います。

また、歳入全体の約 20%を占める自主財源である町税については、コロナ禍にあっても、町税決算額はほぼ横ばいで、収納率は過去最高の収納率を獲得できました。このことは、担当職員の皆様方の不断の努力が実を結び、数値に表れたものと高く評価するところでございます。

続いて、歳出では、事業課において技術者の確保が難しく、技術者不足から事業が思うように進まないといった課題が生じています。技術者の公募を行う際には、民間企業などと比較しても、本町を選んでもらえるような処遇や、やりがいのある業務内容などを検討し、意欲のある有能な技術者確保のための施策に積極的に取り組んでいただくことを願います。

次に、公共施設の老朽化に対する対応についてですが、町内の多くの公共施設が建設から久しく、今後、施設・設備の老朽化に伴う補修、改修費用が増えてくるものと推測されます。担当部署において、各施設の個別管理計画を作成すると聞いておりますが、限られた財源の中で、老朽化した施設や設備をいかに有効活用するか、また、耐用年数を超えた施設であっても、安全性を確保しつつ、いかに施設の長寿命化を図るかについて、最適な手法を選択するために、知恵を出し合い、十分な議論の上、その方針を定めていただきますようお願い申し上げます。

次に、行政課題は複雑化、高度化し、各課においてもろもろの課題を抱えていると推測いたしますが、その課題解決については、具体的な目標と期限を定め、従来の方策にとらわれることなく、必要な改善、見直しを行い、住民福祉の向上に努めていただきたいと思います。

最後に、令和 3 年度も引き続きワクチン接種事業をはじめ、コロナ関連の臨時事業などの膨大な事務を全庁的に取り組まれたものと思いますが、各科の時間外勤務時間を確認すると、課

によってその差が著しく、職員の業務負担の偏りを懸念いたします。国が進める働き方改革の一環として、職員一人一人のワーク・ライフ・バランスを考慮し、時間外勤務時間等については、極力平準化とその抑制に努めていただきたいと思います。

続いて、特別会計ですが、国民健康保険事業特別会計は、形式収支では 8186 万円の黒字決算ですが、一般会計からの赤字補填である、その他の繰入金や前年度繰越金を差し引くと、1524 万円の赤字決算となりました。

一般会計からの赤字補填繰入れである、その他の繰入金は、前年度と同額の 5000 万円で、翌年度に発生する返還金を見込み、繰越金を前年度より 3476 万円増加したものであります。

財政調整基金の積立は行っておりません。

国民健康保険における加入世帯数及び被保険者数は年々減少傾向にあります。一方、1 人当たりの医療費は年々増加しています。

また、令和 2 年度はコロナ禍の影響による受診控えにより医療費が減少しておりましたが、令和 3 年度は、コロナ禍以前を上回っております。

後期高齢者医療特別会計は 1804 万円の黒字決算であります。

後期高齢者医療保険における、被保険者数及び医療費は年々増加していましたが、令和 2 年度は、コロナ禍の影響により、受診控えにより、1 人当たりの医療費は減少しておりました。令和 3 年度の 1 人当たりの医療費は、コロナ禍以前までは戻っていないものの、被保険者数の増加に伴い、医療費の総額は、コロナ禍以前を上回っている状況です。

特別会計においては、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計ともに、高齢化の進行や医療の高度化などによって、医療費の増加傾向は続いていくものと思われま。

医療費の抑制には、健康寿命を延ばすことが重要であり、また、そのことが課題であることを常に申し上げてまいりました。

現在は、長引くコロナ禍などによって、不安やストレスを感じる住民も増え、体だけでなく、心の健康、維持も大変重要になってきております。町民誰もが心身ともに穏やかに生きるという目標に向け、医療費抑制につながる施策を検討いただきたいと思います。

具体例を申し上げますと、高齢者の健康維持は、下半身の強化です。今年 3 月にオープンいたしました「いちょうの湯」をはじめ、町内にある各施設の積極的な利用を促進し、住民の健康意識の向上と健康増進に、より一層取り組まれることを望みます。

続いて、令和 3 年度水巻町公共下水道事業会計についてでございます。

30 ページをお開きください。

令和 3 年度公共下水道事業会計の決算において、収益的収入及び支出は、税抜きで収益 7 億 2836 万円に対し、費用は 7 億 6490 万円であります。差引きで 3654 万円の純損失を計上し、赤字決算でありました。

資本的収入及び支出は、税込みで、収入が 6 億 3677 万円に対し、支出は 8 億 1206 万円で、不足する額の 1 億 7529 万円については、内部留保資金などで補填しております。

なお、キャッシュフロー計算書によると、資金は 7200 万円の黒字となっております。

事業は順調な進捗で、工事完了も間近と思われまますが、その後は、事業開始後 50 年を経過した設備の老朽化に伴う改修なども見込まれ、今後の経営環境は非常に見通しが立てづらいもの

であります。

引き続き、安定的な下水道サービスの提供に努めるとともに、適正かつ健全な事業経営を図っていただきたいと思います。

続いて、令和3年度定額資金運用基金運用状況調書の審査について御報告いたします。

36ページをお開きください。

対象の定額資金運用基金は、国民健康保険高額療養資金貸付基金と、国民健康保険出産資金貸付基金であります。期間中の基金の運用はなく、本年度中の基金の増減と、年度末残高を確認いたしております。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の審査について御報告いたします。

資料は別冊の水巻町健全化判断比率等審査意見書の2ページから4ページにかけてでございます。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業における資金不足比率についても、資金不足なしであることを確認いたしました。

以上、令和3年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業会計の決算審査及び、定額資金運用基金運用状況調書の審査並びに健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての決算審査報告といたします。

以上で監査報告を終わります。

日程第8 議案第19号 / 日程第9 議案第20号

議 長（白石雄二）

日程第8、議案第19号 水巻町一般職職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について及び日程第9、議案第20号 水巻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第19号 水巻町一般職職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第20号 水巻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上2件の議案につきましては、関連がありますので一括提案させていただきます。

今回の改正は、昨年8月に人事院が行いました、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示されたことにより、「国家公務員の育児休業等に関する法律」、「地方公務員の育児休業等に関する法律」等が改正されたため、関係する本町の条例2本につきましても、上位法の改正内容を踏まえ、所要の改正を行うものです。

まず、議案第19号 水巻町一般職職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の主な内容ですが、職員の不妊治療と仕事の両立を支援するため、不妊治療に対する特別有給休暇の規定を追加するとともに、男性職員の育児参加休暇の取得可能期間を延長するものです。

次に、議案第 20 号 水巻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の主な内容は、非正規職員に対する育児休業の取得要件を緩和するとともに、職員にとって育児休業が取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を追加するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 10 議案第 21 号 / 日程第 11 議案第 22 号 / 日程第 12 議案第 23 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 21 号 高松町営住宅外部改善（19 号棟）工事の請負契約の締結について、日程第 11、議案第 22 号 高松町営住宅外部改善（20 号棟）工事の請負契約の締結について及び日程第 12、議案第 23 号 高松町営住宅外部改善（21 号棟）工事の請負契約の締結についての 3 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 21 号 高松町営住宅外部改善（19 号棟）工事の請負契約の締結について、議案第 22 号 高松町営住宅外部改善（20 号棟）工事の請負契約の締結について、議案第 23 号 高松町営住宅外部改善（21 号棟）工事の請負契約の締結について、以上 3 件の議案につきましては、高松町営住宅地内の 19 号棟、20 号棟及び 21 号棟の外部改善工事であり、関連がありますので一括提案させていただきます。

これら 3 件の工事について、令和 4 年 7 月 28 日指名競争入札に付した結果、落札者と請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

なお、高松町営住宅外部改善 19 号棟工事の契約の相手方は、遠賀郡水巻町猪熊八丁目 13 番 50 号、株式会社志道工務店水巻支店支店長 河内敏幸氏で、契約の金額は、5768 万 9500 円、高松町営住宅外部改善 20 号棟工事の契約の相手方は、北九州市八幡東区尾倉三丁目 3 番 10 号、株式会社中柴工務店代表取締役 中柴崇氏で、契約の金額は、5834 万 4000 円、高松町営住宅外部改善 21 号棟工事の契約の相手方は、北九州市小倉南区北方二丁目 6 番 2 号、株式会社コンステック北九州営業所所長 今用真樹氏で、契約の金額は、5853 万 1000 円です。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第 13 議案第 24 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 24 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 24 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）について。

今回の補正予算は、コロナ禍において物価高騰による日常生活の影響を緩和するため、「物価高騰対策水巻町生活支援商品券給付事業」の経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、「感染症自宅療養者等生活支援サービス事業委託料」を増額するなど、所要の補

正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 2500 万円を追加しまして、111 億 6500 万円としております。

歳出予算につきましては、まず、総務費において、令和 3 年度の「子育て世帯への臨時特別給付金事業」の確定に伴い国県支出金精算返還金 477 万 2000 円を追加するほか、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に対応するため、システム改修費として 182 万 2000 円、戸籍法の一部改正に伴う戸籍システム改修費として 39 万 6000 円をそれぞれ計上しています。

次に、民生費において、コロナ禍における原油価格・物価高騰による町民の生活への影響を緩和するため、町民 1 人当たり 1 万円の「水巻町生活支援商品券」を給付するための経費 3 億円を計上しております。

そのほか、現行の福祉関連の「障がい者プラン」や「高齢者福祉計画」等の計画と、その上位計画にあたる「地域福祉計画」並びに社会福祉協議会所管の「地域福祉活動計画」が連動したものとなるように、これらすべての計画を統合した「第 1 期水巻町福祉総合計画」を令和 5 年度に策定したいと考えており、本年度中に必要な経費として、「アンケート調査業務委託料」を 510 万円計上するものです。

このことに伴いまして、現在設定しております債務負担行為のうち、「第 6 期障がい者プラン策定業務委託料」及び「第 10 期水巻町高齢者福祉計画策定業務委託料」をそれぞれ廃止し、新たに「第 1 期水巻町福祉総合計画策定業務委託料」を追加するものです。

また、町内保育施設の新型コロナウイルス感染症対策についての費用を 240 万円、感染者の増加により予算に不足が生じる「感染症自宅療養者等生活支援サービス事業委託料」を 1000 万円、それぞれ追加するものです。

最後に、衛生費ですが、ヒトパピローマウイルスワクチンの任意接種を受けた方に対して助成を行うための費用として、51 万円を計上しております。

歳入予算につきましては、国庫支出金 841 万 8000 円、財政調整基金からの繰入金 3 億円、前年度繰越金 1658 万 2000 円を増額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 31 分 散会